

平成 25 年第 4 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成25年第4回教育委員会会議

1 日 時 平成25年3月19日（火） 13時30分～15時13分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中 善 夫
委員	臼 井 博
委員	阿 部 夕 子
委員	北 原 敬 文
教育次長	町 田 隆 敏
生涯学習部長	梅 津 康 弘
学校施設担当部長	渡 邊 寛 也
給食担当課長	石 井 邦 典
給食制度担当係長	杉 山 善 章
学校教育部長	金 山 正 彦
文化部長	杉 本 雅 章
文化財課長	本 間 敬 規
文化財係長	北 村 覚
総務課長	長谷川 雅 英
庶務係長	宮 地 宏 明
書記	藤 間 雅 尚

4 傍聴者 3名

5 議 題

議案第1号 札幌市教育委員会公文書管理規則の全部を改正する規則案

議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

議案第3号 課長職以上の人事異動について

議案第4号 札幌市文化財保護審議会委員の任命について

【開 会】

○山中委員長 それでは、ただいまより、平成25年第4回教育委員会会議を開会いたします。

会議録の署名は、臼井 博（うすい ひろし）委員と阿部 夕子（あべ ゆうこ）委員にお願いします。

本日は、池田 光司（いけだ こうじ）委員と池田 官司（いけだ ひろし）委員から、所用により会議を欠席する旨の連絡がありました。

本日の議案のうち、議案第3号につきましては、職員の人事に係る事項、議案第4号は、委員の任命に係る事項でございますので、教育委員会会議規則第14条第2号及び第3号の規定によって公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案3号及び第4号につきましては、公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市教育委員会公文書管理規則の全部を改正する規則案

○山中委員長 それでは、議案第1号について、事務局からご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第1号 札幌市教育委員会公文書管理規則の全部を改正する規則案についてご説明いたします。

札幌市においては、札幌市公文書管理条例が平成25年4月1日より施行になることに伴い、文書管理の取り扱いがこれまでと変更となる部分がございます。この取り扱いの変更により、教育委員会における文書管理について定めている札幌市教育委員会公文書管理規則の全部を改正する必要があることから、本件を議案として提出するものでございます。

初めに、規則改正の背景についてご説明をいたします。

議案に添付しております資料と書いたインデックスがついたところの1ページをごらんいただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、今回の規則改正は、札幌市公文書管理条例の施行に伴うものでございますが、この条例施行は、国における公文書管理法の制定に基づくものでございます。

資料の1ページ目の上段にあるように、国においては、文書の誤廃棄や未作成といった事例が相次いだことから、国の行政機関統一の文書管理ルールとして、「公文書等の管理に関する法律」が制定されております。この法律では、地方自治体においても、法の趣旨にのっとり、文書の適正管理について、必要な施策を策定及び実施するよう努力義務が課されておりました。札幌市においても、札幌市全体で統一した文書管理の基本的事項等を定めた「札幌市公文書管理条例」を制定し、平成25年4月1日より施行されることとなりました。

この条例の施行によりまして、市政の重要事項にかかわり、将来にわたって市の活動または歴史を検証する上で重要な資料となるものを重要公文書とし、重要公文書の保存期間満了後、公文書館へ移管することとなります。

公文書館といいますのは、重要公文書を永久に保存し、広く一般に利用させるための施設でございます。

この公文書館の開設によりまして、重要な公文書は公文書館で保存されることとなるため、実施期間となります教育委員会の保存期間の永年が廃止され、保存期間は最長30年というふうになります。

そのほか、公文書管理の重要施策については、第三者機関である札幌市公文書管理審議会へ諮問する制度を設置することとしています。

以上の変更点に対応するため、このたび、公文書管理規則の改正が必要とな

ったものでございます。

それでは、公文書管理規則の主な変更点についてご説明をさせていただきます。

新旧対照表1というインデックスがついたものをごらんいただきたいと思っております。

条例施行に伴いまして、改正規則第2条において、新たに公文書館へ移管する公文書である重要公文書や、文書管理の単位である簿冊といった定義を規定しております。また、規則において、公文書の管理体制について定めていることから、係、学校といった定義についても規定をしています。

次に、2ページ目でございます。

第3条におきまして、公文書の管理を担う職員についての規定を整備しております。これまでの規則では、学校職員については、要領にて別に定めておりましたが、このたびの改正で、全ての職員の文書管理に関する役割を規定することといたしました。また、3ページ目でございますが、この規定整備にあわせ、第4条において、公文書の管理を担う職員の職務についても定めております。

次に、4ページになりますが、第6条では、職員が条例に基づき意思形成に至る過程の文書を適正に作成されるよう、文書管理責任者が必要な指示を行う旨を規定しています。また、第7条及び第8条では、公文書の編さんについて規定を整備しております。第8条では、簿冊には名称や保存期間等を設定することに加え、必要に応じ保存期間の延長を行う旨も規定しています。

次に、8ページでございます。

第10条でございます。第10条では、保存期間が満了した簿冊について、文書管理責任者が公文書館へ移管または廃棄の措置を定める旨を規定しております。

次に、9ページにあります第13条では、条例施行に伴い義務化された公文書目録の策定について規定しています。

また、第14条では、簿冊の廃棄をこれまで以上に慎重に行うため、廃棄措置の適否の検討を行うこととしております。各課で廃棄と判断した簿冊のうち、公文書館からは移管を求められていた簿冊や保存期間が10年以上の簿冊については、廃棄についての公文書審議会の意見を聞く旨が定められています。

最後に、10ページでございます第16条では、条例施行に伴い義務化された市長への文書管理状況等の報告について規定しております。

なお、当該規則の改正に伴いまして、札幌市立学校管理規則第44条の規定も整備いたしました。

この点につきましては、新旧対照表2となっております部分をごらんいただきたいと思っております。現行学校管理規則では、学校に備え置かなければならない

一部の表簿及びその保存期間が規定されております。

文書の保存期間は、統一して管理することが望ましいため、今回の規則改正にあわせて、学校管理規則において規定している保存期間の部分を削りまして、公文書管理規則にて、保存期間の統一管理を行うこととしたものでございます。

以上が、公文書管理規則の改正の概要でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○臼井委員 今、背景についてご説明いただいたのですけれども、これは、国の改正ということにある意味で基づいているということだと思います。ちょっと知識がなくて申しわけないのですが、国で、こういうようなことを改正するようになったのは、一言で言うと、どのような状況なのでしょう。

具体的ではなくても、一般的な状況ということで結構です。

○総務課長 消えた年金記録の関係で、公文書管理に問題が見られたことから、そういった事象を解決しようということで、こういった法律の施行になったということでございます。

○臼井委員 わかりました。ありがとうございます。

○山中委員長 ほかにいかがですか。

○臼井委員 11ページの別表のところでは新旧の比較表があります。従来でしたら、10年を超えるものは永年としておったものを、今度は、それを分けて10年、30年としておったのですけれども、これまでは10年を超えるものということは、10年を超えると廃棄の対象としていいということだったのですか。それとも、これは、10年を超えても廃棄してはいけないということだったのでしょうか。

永年という意味は何ですか。

○総務課長 10年を超えれば、廃棄をするということでございます。永年と決めたものについては、そのまま永年保存ということでございます。10年保存というものについては、10年超えた時点で廃棄をして構わないということでございます。

○白井委員 ということは、永年というものは、10年を超えても、基本的には廃棄しないということですね。

○生涯学習部長 今まではです。

○白井委員 今度は、30年ということ限定にするので、30年を超えると廃棄対象になるということですね。

○生涯学習部長 ただ、その場合でも、延長は可能ということです。そのときの判断で延長することは可能ということです。

○山中委員長 しかも永年の場合は、公文書館のほうに行くということですね。

○生涯学習部長 いわゆる重要公文書というふうになれば、それは公文書館のほうに移管をすることになります。

○白井委員 すみません。公文書館に移ったものについては、開示というか、一般市民の閲覧ということには、ある意味でリミットがあるのか、その辺のところはどのようになっているのでしょうか。

○総務課長 公文書館に移管されたものが全て対象になるかどうかということですね。それは、基本的には開示して、市民の利用に供するというところでございますが、もし個人情報等々のものが入っているのであれば、またその場で判断をするということになるかと思います。

○山中委員長 重要か否かの判断については、文書管理責任者の判断のもとになるのでしょうか。

○生涯学習部長 なるべく早い時期に管理責任者が定めるということにはなっています。あとは、公文書館との協議といいますか、そういう場面も出てくるかと思っています。意見が違ふような場合と。

○山中委員長 これまで、公文書等でいろいろ議論になってきたのを見ると、役所の立場からすると、たいした文章ではないと判断したけれども、実は、大事なものであったということが問題になったりするケースもあるわけです。重

要か、重要でないかの認定に関して、役所サイドだけではなくて、もっと市民的というか、国民的というのか、第三者的な意見も反映される、そういう方法としては、先ほどの公文書審議会ですか。

○生涯学習部長 条例によりますと、重要公文書ということで、重要事項にかかわって、将来にわたって、市の活動とか歴史とか、そういうものを検証する上で重要な資料となるものという言い方をしております。例えば、札幌市の行政の過去の貴重な例証が記録されているものとか、歴史や特性に係る情報が記録されているものとか、そういった言い方をしております。

例えば、教育委員会ではどういふものかということで、今、想定しているものとしては、教育委員会の会議録であるとか、今回の規則の制定、改廃にかかわる公文書などは、そういうものに該当するのかというふうに考えております。

○山中委員長 公文書審議会というのは、一般的な、こういう文章は残すべきである、あるいは残さなくてよろしいという一般的な問題についても審議するような場があるのですか。

○総務課長 そのように聞いておりますし、そういったご判断を審議会のほうでされるというふうに思います。役所だけではその判断ではないという状況でございます。

○山中委員長 基本的なところは、今までの扱いに従ってやるのでしようけれども、公文書審議会の中で、今までの扱いを変えて、こういう文書は保存していきましょう、永年保存しましょうということになることもあるわけですね。

○総務課長 そうなります。原局側と公文書館側での意見の食い違いは出てくると思いますし、その辺については審議会のほうでご判断するということになるかと思えます。

○山中委員長 ただ、審議会は、決定期間ではなくて、諮問機関という形になりますね。

○総務課長 ですから、その意見を尊重するということにはなりますが、こういった趣旨を鑑みれば、そういったものについては、守っていくべきかと思っております。

○山中委員長 その審議会は、教育委員会も市長部局も全部含めて、全文書についてということですね。

○総務課長 そうです。

○山中委員長 ほかにいかがですか。

もう一つお尋ねしますが、新旧対照表の2ですが、学校管理規則の現行と改正後と書いてありますけれども、現行の簿冊ごとに永久とか20年とか5年とか3年と定めたものは、今度は、この規則の中には定めなくて、具体的に言うと、年限などはどうなるのかなと思ったのです。これではわかりません。

○総務課長 そうですね。年限については、札幌市立学校文書取扱要領というものがありますが、その要領で年限を決めるということでございます。ですから、規則を受けて、学校については、この要領で細かいことを定めるということです。

○山中委員長 その要領に定める年限は、結局、現行と同じことになりますか。

○総務課長 現行と同じです。永久のところだけが30年になります。

○山中委員長 永久というところが変わるのですね。永久のところは、要領で30年という形にして、その上で、場合によっては延長ができるし、永年保存すべきということであれば、重要文書として公文書館のほうに移すという形になるのですね。

○総務課長 はい。

○生涯学習部長 学校については、法令によって20年と決められているものもありますので、通常管理規則の30年、10年、5年、3年とちよつとずれているものがあるので、それらについては要領で定めることにしたということです。

○山中委員長 職員の人事記録もそうですね。

○総務課長 そうです。

○北原委員 学校特有のことで言うと、指導要領の学籍の記録に当たる部分が

20年保存です。

○山中委員長 指導要領はここに載っていないのではないですか。

○北原委員 それは、国の定めによるものですので。

○山中委員長 何か複雑ですね。

○総務課長 学校は、ちょっと特異ですね。

○山中委員長 その辺は、先生方が日ごろわかっていないと、大変ですね。

○総務課長 これについては、年度末までに学校のほうに周知いたしますけれども、その後、内容でわかりづらいところもございますので、改めて、研修等で対応していきたいと考えております。

○山中委員長 具体的には、薄冊に、何年保存のものであるということがわかるようにするのですか。

○総務課長 はい。

○山中委員長 それならいいです。ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 特になければ、この案件については、原案どおりに決定ということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、そのように決定させていただきます。

◎議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 続いて、議案第2号について、事務局からご説明をお願いします。

○学校施設担当部長 議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案につきましてご説明申し上げます。

まず、議案の中身に入ります前に、札幌市の学校給食の実施形態についてご説明させていただきます。

お配りしている資料の2番目の変更内容というインデックスです。こちらの平成25年度複数校給食実施形態の変更内容という資料の1の札幌市の給食実施形態をごらんいただきたいと思います。

札幌市では、自校分の給食のみを調理する単独調理校方式と、自校分の給食に加え、近隣の調理施設を持たない学校の給食をあわせて調理する複数校給食方式、いわゆる親子方式の二つの形態で実施してございます。

このうち、複数校給食方式における給食の供給校と被供給校、いわゆる親学校と子学校の組み合わせにつきましては、本日ご審議いただきます「札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則」で定めてございます。

そこで、今回の改正でございますが、平成25年度の学校給食実施に当たりまして、組み合わせの一部を変更する必要があることから、議案として、同規則の一部改正をお諮りするものでございます。

具体的な変更内容につきましては、同じ資料の2番の平成25年度の変更内容をごらんいただきたいと思います。

今回の変更は、大きく分けて2点ございます。

まず1点目は、北九条小学校、手稲中学校の学校改築に伴う変更についてでございます。

まず、北九条小学校に関連する変更についてでございますが、現在、子学校として、幌北小学校から給食の供給を受けてございますが、北九条小の改築に伴い、給食室を整備して平成25年度から調理校として稼働いたします。

しかしながら、給食室が他の改築校に比べて規模が小さいことや、近隣に子学校とする適当な学校がないことから、親学校となることが難しいため、平成25年度につきましては、単独調理校といたします。

これに伴い、現在、北九条小学校に給食を供給している幌北小学校を単独調理校に変更いたします。

次に、手稲中学校に関連する変更についてでございます。

手稲中学校の給食室は、親学校としての稼働を想定した施設設備が整えられ

ていることから、近隣の子学校である稲積中学校の親学校といたします。

これに伴いまして、現在、手稲中学校の親学校である稲陵中学校、そして稲積中学校の親学校である前田北中学校を単独調理校に変更いたします。

2点目は、次のページになりますが、衛生管理推進にかかる変更についてでございます。

現在、西野小学校は、単独調理校として給食を提供しておりますが、施設の構造上の問題により、床をぬらさずに調理作業を行うことが難しく、水が床からはねて汚染の原因となったり、菌が繁殖しやすい環境となるなど、衛生管理に課題があることから、西野小学校を子学校といたしまして、近隣の単独調理校である発寒南小学校を親学校に変更いたします。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○臼井委員 (2)の衛生管理推進にかかわる変更のことですが、今、西野小学校の場合は、施設がウェット方式というところで発寒南小の子学校とするということですがけれども、この場合は、西野小を将来的にドライ方式に改築する予定があるのか、あるいは、今のところは予定がないのか、どんなふうになっているのでしょうか。

○学校施設担当部長 今のところ、改築予定には入っていませんが、将来、改築することになりましたら、当然、ドライに変更するということにはなります。

○臼井委員 そうしますと、当座は、発寒南小のいわゆる子学校としてやっていくということで、西野小の給食施設は使わない方向でいくのですね。

○学校施設担当部長 そういうことです。

○山中委員長 ほかにいかがですか。

○阿部委員 今の衛生管理の点ですがけれども、床をぬらさずにというところが、個人的にはすごく驚いたのです。ほかに、こういう学校というのはあるのですか。

○**学校施設担当部長** 何校かございまして、今、ちょうど調査をやっているところでございます。今、具体的な数字はお出しできません。

○**阿部委員** 今まで、発寒南小学校は単独の調理校だったのが、今度は西野小の分までつくるとなると、数にすると倍の人数分をつくるということで、そういうのは許容量的には支障がないものですか。

○**学校施設担当部長** 実は、去年の末に、手稲西小という小学校において、調理室から火災がございまして、給食調理ができない状態になっていました。そして、どこかから供給を受けなければならないというときに、一番近いのが発寒南小ですので、実際に今年度末まで発寒南小から供給を受けているところでございまして、その供給能力については問題ないと考えてございます。

○**給食担当課長** それ以前は、二十四軒小学校の親学校でありました。平成22年度ですが、単独調理校ではありましたが、ずっと親学校でやってきましたので、能力的には問題はないということです。

○**山中委員長** 関連して、床をぬらさずに調理を行うのは難しいところが何校あるかについては調査中だとおっしゃいましたが、調査の結果として、子学校にするような方向に何校もなってくる可能性があるということですか。

○**給食担当課長** 今のドライシステム校は、大きな釜の下にコンクリートが掘られていまして、水が下に全部流れるようになっているのですが、昔は、底が平面でありまして、水にぬらしながらといいますか、流れる形で作業をしています。

基本的に、今、釜の下が掘られている学校については、できるだけ床をぬらさないような形で作業をしています。構造上、掘られていない学校につきましても、床をぬらさないで作業することが非常に難しいので、まずは、そういう学校を優先してというふうを考えております。

ほかには、今、文部科学省のほうで衛生管理基準がありますので、汚染区域と非汚染区域と分けてやったり、外から食材を運んでくるときに、別な部屋で納入するような形にしているのですが、そういうことが物理的にできないような学校もありますので、まずは、そういうところから、衛生管理上、いろいろな課題がある学校を優先してという形で考えております。全ての学校がそういうわけではありませんけれども、優先度の高い順からというふうになっております。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

○臼井委員 少しずれた話かもしれませんが、今のお話を伺っていて、あるとき、テレビ番組を見ていましたら、子どもたちが自分たちの学校で、大根とか野菜とかをつくって、それをみんなで調理室に持ち込んでやるというのを見たことがあったのです。そういうことは、文部科学省の本来の指導からすると、よくない、できないということになりますね。

○給食担当課長 行事的に行うという捉え方もありますが、基本的には、子どもたちが調理室の中に入って作業するということはやっておりません。

○臼井委員 基本的に、食材を持ち込むということはやっていないのですね。

○給食担当課長 食材の処理をして、洗浄して、次の作業に移るというか、次の区域に移るということになっております。

○生涯学習部長 そのテレビは見ていませんけれども、いわゆる給食調理室で子どもたちが何かやったということではなくて、もしかしたら、いわゆる家庭科調理教室とか、そういうところで作業をしたということは考えられるかもしれません。

○臼井委員 僕も、記憶が不確かなので、その前に、子どもたちが大根とか菜っばとかを調理室のほうに持ち込んでいたのを見たことがあるのです。これは、北海道ではありませんけれどもね。昔の感覚から言うと、それで余り違和感はないのだけれども、今で言うと、それはちょっと現実的にどうかと思います。

○給食担当課長 もちろん土のついたものをそのまま持ち込むということはありません。区分けと言いましても、今、ドライシステム校だと部屋が全部分かれていますけれども、そうではない学校については、大きな部屋の中で区分けをしてやっているだけです。室内という意味では同じところでやっている場合もあります。例えば、大根を持ち込んだりということはあると思います。

○臼井委員 例えば、子どもの総合学習の時間とか、生活科のところで簡単なトマトをつくるとか、野菜をつくるなんてことがありますけれども、その場合は、一般のそういう食品の納入と同じようなやり方でやっているという具合に

考えてよろしいのではないでしょうか。

○給食担当課長 そうですね。持ち込んで、洗浄して、そして次の作業に、調理に移るといふ形ですね。

○山中委員長 ただ、物によっては、子どもたちが調理実習のような形で、要するに、家庭科室のような施設で、自分たちで洗ったり、つくるといふことも現実的にはあるといふことですね。

○給食担当課長 授業の一環として入れているかもしれません。

○山中委員長 給食の形で、今お話があったようなことが常時行われるといふのは、衛生管理の問題を引き起こしかねないです。家庭科の学習などの一環でやられる場合には、学校の判断で認める場合もあるといふことですか。

○給食担当課長 基本的に、調理室に子どもが自分たちの運動靴で入っていくことはあり得ないです。あるとすれば、家庭科教室みたいなところになると思いますので、給食室へ入ることはないと思います。

○阿部委員 学校によっては、フードリサイクルと言って、食べ残しを肥料にしたりするような場合もありますね。そういうものは、各クラスで食べ残しを集めて、そのまま畑に持っていっているといふことなのですね、調理室に持ち込まないといふことは。

○学校施設担当部長 主に、学校でまとめて、後で回収して、堆肥化する業者のほうに引き渡した上でやっていると思います。

○山中委員長 ほかにないですか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 なければ、議案第2号につきましては、こちらのほうで決定するといふことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、議案第3号ということになりますが、ここからは公開しない議案になりますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

以下 非公開